

# IAEA 低濃縮ウラン (LEU) バンク

<https://www.iaea.org/topics/iaea-low-enriched-uranium-bank>

## 商業的な理由以外によりLEU供給が途絶えた場合に、LEUを供給するためのバンク

- ・IAEA加盟国が、商業的な理由以外により、市場からLEU調達が不可能となった場合、供給保証のメカニズムの最後の手段として、IAEAが加盟国の要請を受けて協定を締結し、LEUを供給するためのLEU備蓄
- ・2015年設置文書署名、2019年運用開始
- ・**備蓄量**：LEU 90MTU（110万KW級原子炉一基分の核燃料に相当）
- ・**設置（LEU購入等）費用負担**：各国等の特別拠出による（EU:€24.4m、クウェート:\$ 10m、ノルウェー:\$ 5m、UAE:\$ 10m、US \$ 49m、NTI:\$ 50m、カザフスタン:\$ 400K+in-kind）
- ・**供給条件**：IAEA事務局長は、以下を確認し、手続きをIAEA理事会に報告することが必要
  - 発電炉へのLEU供給の途絶
  - 商業市場、国家間の協定等の手段でのLEU調達が不可能であること
  - 加盟国がIAEAと包括的保障措置協定を締結し、遵守していること
  - 直近のSIRにおいて申告された核物質の転用が無かったとの結論を得ていること
  - IAEA理事会において考慮すべき保障措置実施上の問題が無いこと
- ・**LEU受領後の費用償還**：受領国は、供給を受けたLEUの再ストックに係る全費用を負担

## 受領国の核不拡散等の義務

- ・供給されたLEUは発電炉の燃料製造のみに使用し、核兵器・核爆発装置・軍事目的に使用してはならない。IAEAの同意無しに、再濃縮・再処理・再移転・再輸出は出来ない。
- ・関連する全てのIAEA保障措置・安全基準・核物質防護措置の常時適用

## LEUバンクでの3Sの確保

- ・原子力安全と核セキュリティは、IAEAの基準と指針に合致したカザフスタンの法規に従う
- ・保障措置は、カザフスタンがIAEAと締結している包括的保障措置と追加議定書に基づく

**設置場所**：カザフスタン北東部にあるUlba冶金工場（UMP）内